

令和3年度第1回  
東大和市個人情報保護審議会会議録

令和3年4月16日（金）

## 令和3年度第1回東大和市個人情報保護審議会

### 1 日時

令和3年4月16日（金）午前1時15分～午後2時15分まで

### 2 場所

東大和市役所会議棟第1・2会議室

### 3 出席者

#### （1）審議会委員

会 長	田村 茂	出席
職務代理者	池田 陽子	出席
委 員	東口 正美	出席
委 員	古庄 野火	出席
委 員	鈴木 清一	出席
委 員	奥田 真由	出席
委 員	横山 昌明	欠席
委 員	関田 賢治	出席

#### （2）市長

市 長 尾崎 保夫

#### （3）事務局出席職員

総務部 阿部部長

文書課 嶋田課長、吾郷係長、木村主事

#### （4）説明員

諮問1 子育て支援課 新海課長、田中主任

諮問2 子育て支援課 新海課長、田中主任

諮問3 健康課 志村課長

諮問4 社会教育課 高田課長、萩原主任

### 4 議題

諮問案件

- （1）新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭等子ども応援事業の目的外利用について

- (2) 子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）の目的外利用について
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る出産応援事業の目的外利用について
- (4) 障害者スポーツ及びニュースポーツ体験事業の委託について

## 5 会議の公開

会議は公開により行った。傍聴者はなし。

## 6 審議会への提出資料

説明資料（事前配布）

- (1) 諮問事項の帳票
- (2) 補足資料

## 1 開会

○阿部部長 こんにちは。定刻前ではございますが、皆様お揃いでございますので、始めさせていただきます。会議に先立ちまして、委員の出席状況の報告をお願いします。

○嶋田課長 委員8名中欠席1名。よって会議は成立しております。以上でございます。

○阿部部長 ありがとうございます。

## 2 市長挨拶

○阿部部長 続きまして、市長よりご挨拶がございます。

○尾崎市長 皆さん、こんにちは。本日はご多忙のところ、東大和市個人情報保護審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。さて、市では、新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組んでいるところでありますが、国全体では感染者数が再び増加傾向となるなど、引き続き、予断を許さない状況が続いております。こうした中、新型コロナウイルスがもたらす様々な課題に迅速に対応していくことが求められており、市におきましては、既存の事務を行うことに加え、事務内容の見直しや、新たな事務の実施も必要であると認識しているところであります。事務内容の見直しや、新たな事務の実施に当たりましては、個人情報の適正な取扱いが必要不可欠となってまいります。委員の皆様におかれましては、個人情報保護制度の適正な運用と充実のために、引き続きお力添えを賜りますよう、お願いを申し上げます。新たな年度となり、気温もだいぶ暖かくなってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症対策を含め、体調管理にはくれぐれもお気をつけいただきたいと思います。本日は、どうぞよろしく申し上げます。

○阿部部長 ありがとうございます。

## 3 審議会への諮問

○阿部部長 次に審議会への諮問です。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今回も読み上げのみを行うことといたします。諮問書につきましては、会長の机の上に置かせていただいております。

ます。内容につきましては、皆様方に配布させていただいた資料と同じものでございますので、ご確認をお願いいたします。

○尾崎市長 諮問書。東大和市個人情報保護審議会会長殿。東大和市長、尾崎保夫。個人情報の取扱いについて、貴審議会に諮問いたします。諮問事項につきましては、事務局より説明をいたします。以上です。

○阿部部長 ありがとうございます。なお、市長は公務のため、ここで退席をさせていただきます。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

本日の諮問事項でございますが、4件でございます。それでは、この先の会議の進行は会長にお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

#### 4 諮問案件の審議

○会長 皆さん、こんにちは。コロナ禍での会議となりますが、会議の進行にご協力をお願いしたいと思います。それでは、「令和3年度第1回東大和市個人情報保護審議会」の審議を始めさせていただきます。

##### 諮問1

○会長 まず諮問1「新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭等子ども応援事業の目的外利用について」を審議いたします。担当課、お願いします。それでは、早速説明をお願いいたします。

○新海課長 こんにちは。子育て支援部子育て支援課長の新海と申します。こちらは担当の田中と申します。よろしくお願いいたします。諮問資料の3ページをお開きください。今回は、個人情報の目的外利用について、条例第12条第2項第5号に基づき、意見を伺うものであります。

諮問資料の5ページをお開きください。事務の名称でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭等子ども応援事業となります。こちらは東大和市の独自事業でございます。事務の目的は、新型コロナウイルス感染拡大により、経済的な影響を受けやすいひとり親家庭の生活の安定を図るため、食料品を提供するものでございます。対象者の範囲でございますが、令和3年4月1日を基準日とし、令和3年4月分の児童育成手当の支給を受けるひとり親等が対象となっております。本事務は、対象世帯に対して、市から事業案内等を送付し、食料品の提供を希望する方から、申込書の届出を受付けます。その後、届出を確認した後、申込された家庭宅へ食料品を個別に発送し、提供するものでございます。食料品の内容につきましては、お米、レトルト食品、缶詰類、あとフリーズドライのインスタントのスープなどを想定しております。合計でおおよそ1万円程度の食料品の提供を予定しております。食料品の確保及び箱詰め作業やセットについては、地域活性化包括連携協定を締結している株式会社イトーヨーカ堂において行い、市に納品してもらい、市が個別に対象者へ発送します。株式会社イトーヨーカ堂の東大和店には、個人情報の提供は行われません。

○阿部部長 補足資料も併せてご覧いただいたほうがわかりやすいと思います。

○新海課長 今、説明したところは補足資料の1ページに該当しております。補足資料の2ページを

併せてご覧ください。諮問資料は7ページをお開きください。目的外利用・提供の届出をする事務担当課は、子育て支援部子育て支援課でございます。目的外利用・提供の届出をする事務名称は、児童育成手当支給事務です。目的外利用・目的外提供の期間は、令和3年4月16日からとなっております。目的外利用保有個人情報の項目は、氏名、住所、在留資格・在留期間、生年月日・年齢、児童育成手当の支給状況となります。本事業は、個々の事情等によりすぐに申請できない方もいることを想定して、申請期間を少し長く設けております。令和3年9月30日までとして、本事業を終了する予定です。そのため、令和3年10月1日以降に、仮に遡って4月分の児童育成手当が認定された場合については、提供する物品が食料品ということもありますので、10月以降は対象とはならないものがございます。以上、ご説明を申し上げました事務に関し、目的外利用することについて意見を伺うものであります。どうぞよろしく申し上げます。

○**会長** ありがとうございます。説明が終了しました。何かご質問等ありましたらお願いします。

○**委員** ありがとうございます。これはひとり親家庭の家庭ごとに対しての、量は、子どもの人数はどうカウントされるのかということが1点と、食べるもので、特に幼少期はアレルギーのお子さんが、今、大変多い中で、健康状態について個人情報のチェックが付いていないのですけれども、このへんはどのような取扱いになっているのか、2点伺いたいと思います。

○**新海課長** 今回の食料品提供は、1世帯当たりのお子さんの人数は考慮してなくて、1世帯当りに1万円程度の食料品を送らせていただく事業として設定しております。アレルギー等の食べ物に関してですけれども、個々のアレルギー情報までは取りませんので、送らせていただいて、その中身については、個々のご家庭で判断していただきたいと考えております。以上です。

○**会長** よろしいでしょうか。ほかに、何かあるでしょうか。

○**委員** 1点だけ。育成手当、4月1日の、想定される世帯というのは何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

○**新海課長** 少し余裕を持って言いますと、980世帯です。

○**委員** 確認ですけれども、いわゆる遡及適用というのが、大体、先ほど説明をいただいたところ、当然賞味期限、消費期限、お米などもあるかもしれませんが、そういうことを想定すると、例えば10月に認定で4月からというのは、当然想定されるということですが、そういう形の遡及適用というのは、かなりあるケースでしょうか。

○**田中主任** あまりそこまで遡ってというのは、ないですね。

○**委員** そうすると、4月16日に発注をされるということですが、当然980世帯を想定して納品をいただくわけではなくて、ある程度段階的に納品いただきながら、そして支給決定がある世帯に対して、順次送っていく。郵送ということなので、これはゆうパックという形で考えてよろしいでしょうか。そういう形で、納品があつて、例えば当初は500なら500納品いただいて、それ以降、育成手当の遡及適用もあるということですから、例えば人数が増えた場合は、そういう形で順次納品いただく、そういう仕組みと考えてよろしいでしょうか。

○**新海課長** 今後は、地域活性化包括連携協定を結んでいるイトーヨーカ堂様と、詳細を詰めていく段階で、なので今のところは仮なのですけれども、本日諮問させていただいて、実際の案内等送付は

4月の終わりから5月くらいに送付して、申請、申込みは5月から受け付けることとなります。最初にどのくらいの申込みが来るかというのもあるのですけれども、イトーヨーカ堂様とも連携しながら、申込みに対して、1週間である程度まとめた数を各家庭に送らせていただいて、次の1週間でまた送らせていただいて、みたいな形になるのかなと思います。案内を送ったあとに、すぐ申請していただければ良いのですけれども、忘れてしまったりとか、こちらの周知が届かなくて、申込みが遅れてしまったりとすることもあると思います。それはその都度、申込みいただいたご家庭から順次発送していく形を予定しています。以上です。

○委員 どうもありがとうございました。

○会長 私から1つだけ。これは、対象はわかるのですが、趣旨として生活に困窮するひとり親家庭という言い方をしているのですが、これは、申込みがあった人は生活に困窮している人なのだとすることで、支給するという考え方なのか、生活に困窮するという、私はこの表現が、非常に違和感を感じるのです。今、少なくとも対象者の方は児童育成手当の支給を受ける方全員対象でしょう。その中で、生活に困窮する人は申請してくださいという案内を出すのですか。それはすごく違和感を感じるのです。その案内の中身として、案内に、生活に困窮していますかと聞くのかなというのは。

○新海課長 案内の書類の内容については、まだこれから作成していくので、どういう文言で出すかはまだ決めてはいないですけれども、ひとり親のご家庭の中で、児童扶養手当でしたり児童育成手当などを受給している方を対象に、こういう支援を行っていますという形でお知らせをさせていただこうと思うので、低所得だから案内を送ったのですよとか、そういう言い方にはならないと思うのですけれども。実際所得が高くて、ある程度所得があつて、ひとり親であっても児童育成手当などを受給していない方は、今回対象としていないので、そこのところでは、対象の線引きをしている形になっています。

○会長 そのところ、注意を払ってほしいなと。困窮とか、そういう言葉は一切使ってほしくないなと。わかりました、そのへんは配慮してもらおうとして。これは全く関係ない話なのですけれども、資料の歳出予算のところに職員人件費と書いてあるのですけれども、この職員人件費というのは、何なのですか。誰かを雇うということですか。

○新海課長 今回の職員人件費は、通常業務に加えてこの事業を行いますので、正規の時間以外のところ、時間外手当などが発生するのを見込んで、職員人件費を予算に計上させていただいています。

○会長 あくまでも職員の給与の話ですね。

○新海課長 そうですね。時間外手当に充てる。

○会長 予算だから、計算はしておくのは必要なのかなと。わかりました。ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

○委員 今、資料の3ページに980世帯と載っていたので、すみません。ちょっとうっかりしました。失礼しました。ありがとうございました。

○会長 マックスが980世帯ですね。

○委員 ということですね。

○新海課長 980を見込んでいます。実際はもう少し少ない感じになります。

○会長 対象者はもっとたくさんいるのですか。その中で980くらいという。

○新海課長 ひとり親家庭となれば、この世帯以上いるとは思いますが、児童育成手当を受給されている方というところで、980世帯を見込んでいます。

○委員 1ついいですか。これとは関係ないかもしれないのですが、地域活性化包括連携協定というのは、大型店としか結べないのですか。

○新海課長 大型店と言うか、東大和市と株式会社イトーヨーカ堂が相互の連携を強化して、市内における地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図るという目的で、協定を締結してまして、その中に連携事項がいくつかあるのですけれども、その中に子育て支援に関することというのも連携事項に入っていて、今回、それを基に一緒にやっというところなので、大型店だから、小型店だからということではありません。

○委員 こういう事業は、地域がもっと商店さんとかいっぱいあるので、そういうところが潤ったほうが、大型店はやはり不特定多数の人がたくさん来るけど、商店こそ困窮しているところが、ちょいちょい見受けられるので、そういうところを上手く巻き込んで、活性化をしたほうがいいかなと感じてしまったので、すみません。これとは関係ないのですが、どういう協定が結ばれるのかなと気になりました。

○新海課長 今回のこの事業のために協定を結んだというよりは、もともとある協定の中の子育て支援のところを活用させていただいているというのと、あと対象が980世帯を見込んでいるので、ある程度まとまった食料品、しかもある程度保存期間があるものを想定したりしているので、今回、大型店のイトーヨーカ堂さんであれば、ある程度こちらの必要とするものも揃えられて、一緒にやっというところで、この事業を組み立てています。

○委員 ありがとうございます。

○会長 よろしいでしょうか。それでは、審議会の意見をまとめたいと思います。今、質問の中で、制度への質問とか、意見とかが、たくさん出てしまったのですが、中身を知る上での必要なことということで、ご理解いただきたいと思います。

それでは、諮問1「新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭等子ども応援事業の目的外利用について」につきましては、提案のとおり承認したいと思います。いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○会長 ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認いたします。

## 諮問2

○会長 続きまして、諮問2「子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）の目的外利用について」を審議いたします。担当課の説明を求めます。

○新海課長 諮問資料の11ページをご覧ください。併せて補足資料の5ページ以降で説明させていただきます。今回は、同じく個人情報の目的外利用について、条例第12条第2項第5号に基づき、意見を伺うものでございます。事務の名称でございますが、子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）となります。事務の目的は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親

世帯の生活を支援する取組みの1つとして、児童扶養手当受給世帯等に対し給付金を支給するものです。対象者は、児童扶養手当の令和3年4月分の対象となる受給世帯、公的年金等受給により児童扶養手当の支給を受けていない世帯、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯となります。給付金につきましては、児童1人当たり5万円となっております。給付の申請については、対象者のうち、先ほど申し上げた児童扶養手当受給者については、改めての申請は必要としません。児童扶養手当で指定している口座に支給を行います。この給付金をもし希望しない方がいた場合は、希望しないという申出書を提出してもらうことになります。児童扶養手当受給者以外の対象者の方については、申請が必要となります。申請書を受け、支給の決定をします。これは、家計急変など、こちらでは対象者を事前に把握できる情報がないため、申請をして、支給決定をすることでございます。個人情報の記録項目は、氏名、住所、在留期間、生年月日・年齢、電話番号、識別番号、本籍、性別、妊娠・出産等、家族状況、親族関係、婚姻関係、職業、収入、資産状況、課税状況、口座情報、心身障害、児童扶養手当支給状況であります。なお、ここで国が生活保護受給世帯も支給対象とすることを示したことから、取り扱う個人情報に当初、公的扶助の項目も入れていたのですが、こちら削除しました。その関係で、本日資料の差し替えを机上に置かせていただいております。

資料の13ページをお開きください。子育て支援課の児童扶養手当支給事務において、収集した個人情報を本事務において目的外利用をしたいと考えております。目的外利用・保有個人情報の項目は、氏名、住所、在留期間、生年月日・年齢、電話番号、識別番号、本籍、性別、妊娠・出産等、家族状況、親族関係、婚姻関係、職業、収入・資産状況、課税状況、口座情報、心身障害、児童扶養手当の支給状況です。対象者の範囲でございますが、児童扶養手当の令和3年4月分の対象となる受給世帯と、公的年金等の受給により児童扶養手当の支給を受けていない世帯、及び所得制限限度額以上のため、児童扶養手当の支給を受けていない世帯でございます。目的としましては、本給付金の支給に当たり、対象者等の世帯について児童扶養手当支給事務の情報を使用するためでございます。こちらの利用期間でございますが、令和3年4月16日から令和4年3月31日となります。以上ご説明申し上げました事務に関し、個人情報の目的外利用をすることについて、意見を伺うものであります。よろしくお願ひします。

○会長 ありがとうございます。それでは、質問等がございましたらお願いします。

○委員 先ほどのと、非常に対象者が似ていると思うのですが、世帯ごとではなくて児童1人ごとということになっていて、その中でこの妊娠・出産等というのが、先ほどはなかったのですが、今回はこの項目が入るとするのは、どういう理由によるものなのかを教えてくださいと思います。

○田中主任 今回、3項目大きくございまして、令和3年4月分の児童扶養手当を受けている人につきましては、特に申請をもらうものではないので、そこにはあまり関係はないのですが、公的年金をもらうことによって、児童扶養手当をもらっていない項目と、家計が急変してしまっという項目、これにつきましては、申請をいただくものなのですが、申請をいただく前に、例えば妊娠とか、出産とかということが、もしわかった場合、申請時点でひとり親かどうかというところが申請できるかどうかの条件になるので、そういったところを知っているか知っていないかというところで、本当にもらっている人なのか、申請を受けている人なのか、どうなのかというところを判断するため

に、そこが必要になってくるところなのです。

○委員 当市の場合は、母子手帳のところで、相当丁寧な様々な行政サービスを運用していただいているのはわかっているので、例えばその情報をキャッチしたときに、シングルで産むことを考えている人たちにも、この支給がきちんと行き届くようにという理解でいいのか、今、もらえる人なのか、どうなのかというところの言い回しが、あまり理解ができなかったのですけれども。

○田中主任 中には未婚で相手と一緒にになるとかではなくて、未婚で出産される方もいらっしゃるのですが、そういった方は対象になり続けるのですけれども、お腹が大きくなったりということになると、結婚する可能性もあるので、そこは区別しています。

○委員 妊娠ということにおいていろいろな選択肢があるので、そこを確認するということですね。

○田中主任 そうですね。

○会長 よろしいですか。ほかに。

○委員 1点だけ。昨年度、同制度というのをやりましたよね。公的年金、あるいは急変という部分で、これは昨年度、該当者はどういう扱いに。①については、制度的な部分なので、恒常的に、要するに別段児童扶養手当を申請して、それで支給決定されればいいのですが、②、③について去年、該当されたところが引き続きやはり急変しているのだとか、あるいは②に該当するのだとか、当然考えられるはずなのですが、その取り扱い、昨年度は昨年度、今年度は今年度、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

○田中主任 そうですね。Q&Aにも載ってしまっていて、別の制度というところで、今回、前回の情報を引用していいのかどうかというところで、駄目ですと示されているので、そのようになります。

○新海課長 あと去年の制度と非常に似ているのですけれども、去年は複数お子さんがいた場合、1人目のお子さんは5万円で、2人目以降は3万円でした。今回は一律5万円に。

○委員 急変をしたという判断がずばりそういう証拠、それを証明するようなものを、例えば今年度急変しているよということであれば対象ですし、2番目の公的年金についても、新たに再度受給ができると考えていいわけですね。ありがとうございます。

○会長 すみません、私から。児童扶養手当の支給を受けている方は問題ないのですが、その他の2つについては、これは制限がございますね。その制限の中で、2番目の場合には児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回るもの、あるいは3番目については、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている者。この辺のところについては、この方たち該当者がわからないので、この先ほどの広報の話になる。その限度額については、広報の中で周知をするという考え方でしょうか。それで自分が該当するかどうか、判断つかなければいけないわけですね。その辺のところ、例えば申請して、若干収入が多いので該当になりませんというような方も多分出てくるのかなと思うのです。その辺のところの配慮というのは、どういうふうにするのかな。

○田中主任 児童扶養手当の2番と3番につきましても、児童扶養手当の資格を持っている方が中にはいらっしゃるしまして、その児童扶養手当の資格持っているのですけれど、年金で全部停止で、手当額は発生しないのですけれども、資格だけ持っているような方も中にはいらっしゃるしまして、そういった方につきましては、もちろん通知を発送させていただくということと、3番目の家計急変者につき

ましても児童扶養手当が所得制限を超えてしまっていて、手当額がもらえていない人、だいたい100人ぐらいいるのですけれども、その方たちに対してもお手紙を発送するような配慮というか、わかっている限りはそういった方にも案内をするという方向でやっております。

○会長 そうすると広報だけではなくて、あらかじめ該当になるであろうという方については、個別に通知を差し上げるということ。

○田中主任 通知ではなくて、そこはもうホームページとか市報などで、広報だけでというところですね。

○会長 そうすると自分で判断しなければいけないということ、広報を目にしなかったら申請はしないということになるのかな。非常に難しいところがあるなと感じたので質問したのですが、なにか良い方法ないでしょうか。難しいですね、すみません制度のことなのでごめんなさい。ほか何かございますでしょうか。よろしいですか。それではこの辺で審議会の意見をまとめたいと思います。諮問2「子育て世帯生活支援特別給付金事業の目的外利用について」は、提案のとおり承認したいと思います。いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○会長 はい、ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認いたします。ありがとうございます。

### 諮問3

○会長 次に、諮問3「新型コロナウイルス感染症対策に係る出産応援事業の目的外利用について」を審議いたします。担当課の説明を求めます。よろしくをお願いします。

○志村課長 健康課の志村と申します。本日はよろしくお願いいたします。それでは、諮問資料の15ページ、及び補足資料の9ページをお開きください。今回は、事務の開始に伴う目的外利用につきましてご審議いただくものでございます。それでは諮問資料の17ページをお開きください。併せて補足資料の9ページもご覧いただければと思います。まず、事務の名称と目的でございます。事務の名称は「新型コロナウイルス感染症対策に係る出産応援事業」です。事務の目的は、コロナ禍において子供を産み育てる家庭を応援するため、新生児出生家庭に育児用品や子育て支援サービスを提供するものであります。本事業は、東京都からの事務の委託事業になります。市は対象者の抽出を行い、東京都の委託事業者が発行するID・パスワードを対象者に送付し、対象者自身が事業者の専用サイトに申請することで、育児用品や子育てサービスの提供を受けるものです。育児用品や子育てサービスを提供することにより、子育てを社会全体で応援しているというメッセージを発信し、子供を産み育てる家庭を支援していくことが目的とされています。次に対象者の範囲です。令和3年1月1日から令和5年3月31日に出生した世帯、基準日時点で子供を含む住民登録が東大和市にある世帯であるということで、基準日というものが4月1日になっております。次に、個人情報の事務の届出事項の内容についてでございます。こちらは諮問資料の19ページをご覧ください。12番の個人情報届出内容の項目についてでございます。氏名、住所、生年月日・年齢、電話番号、性別、家族構成、続柄となっております。また16の備考をご覧ください。本人への通知は省略するものとして考えて

おります。

また、お戻りいただきまして、諮問資料の17ページをお開きください、13番の委託先、再委託の有無ですけど、こちらは本件においては対象外になっております。また、9番の処理形態においても、オンライン結合などは対象外となっています。

補足資料10ページの6番になりますけども、目的外利用・目的外提供の内容についてでございますけども、事務を担当する課は福祉部健康課となります。事業の名称としては、予防接種事業等を含む健康課の母子保健全体になっております。これらの予防接種事業を含めた健康課の母子保健事業では、健康かるてシステムというものを使ってございます。予防接種事業では、生後1か月ぐらいのお子様全員に、生後2か月から始まる予防接種の予診票を送付する定例的な事務がございます。この定例的な事務の送付物に、このIDとパスワード、あと東京都からのカードなど一式セットになったものを同封することで、この出産応援事業の事務を行っていくことを予定しております。また、目的外利用・目的外提供の期間は、令和3年4月16日から令和5年4月30日までとなっております。その他、期間の基準日が4月1日ではございますけれども、対象のお子様は令和3年1月1日からということで、既に1月生まれの方には予防接種の予診票は送付済みでございますので、既に送付された方に関しては、母子保健事業の健康かるてシステムを使った目的外利用ということで、抽出して送付することを予定しております。補足資料の7番のその他でございますけども、特にはございません。以上ご説明申し上げました事務に関し、目的外利用することについて、ご意見を伺うものでございます。よろしくお願ひします。

○**会長** ありがとうございます。説明が終わりました。何かご質問等ございましたらお願いいたします。

○**委員** 新年度事業が少し前倒しされるので、事務が複雑になってらっしゃって大変かなと思うんですけど、1点はこの1月から3月まで一旦他のところで生まれて、出生届が他で出されて、4月の転勤とか何とかということで、生まれたばかりの赤ちゃんと共に引っ越してきた場合は、この事業の対象者になるのでしょうか。

○**志村課長** 健康課の志村でございます。東京都の資料によりますと、期間の基準は4月1日、ただ対象者の方の1月生まれというのは、都内で1月1日以降生まれた方が対象ということで、都内のどこか23区で生まれた方が、4月1日前、3月末に東大和市に転入されてきた場合は、4月1日の時点では東京都でお生まれになり、4月1日は市民ですので、東大和市はこのID・パスワードをお送りする形になります。以上でございます。

○**委員** 複雑な事業ですね、難しい。

○**委員** よろしいですか、何点か確認ということで、IDとパスワードを交付して、受け取った方がこちらの専用サイトにアクセスをしてという形になろうかと思うのですが、このIDの変更というのはなかなか難しいので、一般的にパスワードは一度仮登録みたいな形で、できる形をとって、そしてパスワード変更して、それですするというのが一般的ですけども、そういうことが可能かどうか。それと、以前ゆうちょの問題で、dポイントでしたっけ、あれが要するに2段階認証にならずに、個人情報が流用してしまったというのが最近起きていますけども、これ2段階認証の仕組みとして、入ってい

るかどう、そこを確認したいのですけどいかがでしょうか。そうすると市は、IDとパスワードを管理ということですが、変更が可能であれば、実際にこの委託業者からパスワードを送ってもらわなければいけないということになるので、ちょっと現実的ではないのかなと思う反面、利用者というか、対象とされた方のことを考えると、人が作ったパスワードってなかなか覚えることが厳しいので、その辺を伺いたいです。わかる範囲で結構です。よろしくお願いいたします。

○志村課長 IDとパスワード関連のことで、今、把握している情報だけのご報告になるのですが、市が受け取るのはIDとパスワードが入っている封筒を受け取りますので、IDとパスワードのナンバーだとかは市は一切わかりません。何通受け取ったかという通し番号で市は管理していく形になりますので、IDとパスワードに関して、その変更が可能かどうかについても、情報を持っておりません。ただ、IDとパスワードの紛失と再発行等につきましては、市のほうから委託事業者にその通しナンバー、東大和市の例えば1番の方から紛失されたという問い合わせがありましたというのを、委託事業者に問合せをして、委託事業者が東大和市の1番のIDとパスワードの中身を紐付けしているので、そこで実際ログインがあったかどうかを確認して、ログインがあればこの人はもう使っていますという形でパスワードの再発行は必要ありませんとなりますし、申請がなかったら委託事業者のほうで、元々のIDとパスワードは無効なものとして、残っている通し番号のうちで再発行してくださいという形で、市は事務を行ってくださいという形に、流れになっております。以上でございます。

○委員 あと2段階認証はわからない。

○志村課長 わかりません。

○委員 もう1点、大丈夫だと思うのですが、デジタル機器を利用していない方というのは想定しているのでしょうか。要するにスマホとかパソコンとかを使っていない人もいるということは想定しているかどうかという。

○志村課長 委託事業者のほうで、封筒の中にコールセンターの電話番号も表示するというのを聞いておりますので、インターネット環境がない方の場合、その紙ベースのカタログを送るとか、そういった手立てをコールセンターのほうで対応するというのを聞いております。以上でございます。

○会長 よろしいでしょうか。私から1点だけ、この抽出の際に、福祉総合システムの健康かるてを使用するというのですが、それは健康課でしているわけですよね。これは、住民記録は、もう統計が取れているものと考えてよろしいのでしょうか。

○志村課長 はい、そうでございます。

○会長 よろしいですか。他にございますでしょうか。それでは特にございませんで、この辺で審議会の意見をまとめさせていただきます。諮問3「新型コロナウイルス感染症対策に係る出産応援事業の目的外利用について」は、提案のとおり承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○会長 ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認といたします。ありがとうございます。

#### 諮問4

○会長 次に諮問4「障害者スポーツ及びニュースポーツ体験事業の委託について」を審議いたしま

す。担当課の説明を求めます。

○高田課長 社会教育課長の高田と言います。よろしくお願ひします。本日ですけれども、実務を担当いたします職員といたしまして、主任の萩原も同席させてもらっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○高田課長 説明に入る前に、簡単に事業概要について、説明をさせていただきます。本件事業でありますけれども、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に対する気運醸成、それから障害者スポーツ及びニュースポーツに関する理解促進を図ることを目的といたしまして、実施するものであります。6月にニュースポーツ、それから9月から12月の間に障害者スポーツに関する体験会を、委託により実施してまいりたいと考えております。各回の定員につきましては、150人程度といたしまして、事業の実施に当たりましては、東京都市町会の多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成金というのがあります、補助率10分の10でありますけれども、そういったものを活用してまいりたいと考えているところであります。

それでは説明に入らせていただきます。説明につきましては、補足資料を中心に行わせてもらいたいと思います。お手数ですけれども、補足資料の13ページをお開きいただきたいと思います。始めに諮問案件名は「障害者スポーツ及びニュースポーツ体験事業の委託について」であります。次に1の種別についてであります、委託であります。本件は、個人情報を取り扱う事務を新たに委託により実施するものでありますことから、個人情報保護条例第7条第4項の規定に基づきまして、事務の開始の届け出を行いまして、それに併せて同条例第10条第2項の規定に基づきまして事務の委託につきまして、審議会のご意見をお伺いするものであります。

次に2番目といたしまして、説明内容であります。(1)の事務の名称と目的、事務の概要につきましては、先ほどの諮問案件名と同様でありますので、説明は省略させていただきます。続きまして、体験会の内容についてであります、記載にありますとおり、普段なじみのないスポーツを身近に体験していただく、そういったことはもちろんでありますけれども、オリンピックも近いということで応援ブースの設置、それから講演会等、実施を予定しているところであります。資料に記載はございませんが、先ほど説明させていただきましたとおり、6月にニュースポーツの体験会、9月から12月の間に障害者スポーツの体験会を予定しているところであります。続きましてこの事務の目的でありますけれども、体験会は記載にありますとおり、東京2020大会に対する気運醸成、それから障害者スポーツとニュースポーツに対する理解促進を図ることを目的として、実施してまいりたいと考えております。

続きまして(2)対象者の範囲であります。個人情報を取り扱う対象者の範囲についてでありますけれども、体験会の参加者それから講師を考えております。参加者につきましては、事前の申込制とすることを考えております。

続きまして(3)の個人情報取扱事務届出事項の内容についてであります。お手数ですが、諮問資料の23ページをご覧くださいと思います。個人情報取扱事務の届出事項であります。中ほど、8番といたしまして記録項目についての記載がございます。取り扱う個人情報は、参加者の氏名・住所・年齢・電話番号であります。また事業の実施に当たりましては、昨今の新型コロナウイルス感染

症の感染拡大状況等を鑑みまして、体温の計測等、健康状態の自己管理を行っていただくことを必須とし、状況によっては当日会場で検温するといったことも併せて検討してまいりたいと考えております。

お手数ですが、資料は補足資料の13ページにお戻りいただきたいと思っております。併せて諮問資料は25ページも一緒にご覧いただければと思っております。補足資料の13ページ(4)委託先・委託期日・委託内容についてご説明申し上げます。まず、アの委託先でありますけれども、体育施設等の指定管理者であります、ロンド・スポーツ クリーン工房共同事業体を予定しているところであります。イの委託期日についてでありますけれども、令和3年5月1日から同年12月27日までとするものであります。ウの委託内容についてであります、年齢や性別、それから障害の有無にかかわらず、子どもから大人まで幅広い市民の方を対象とした障害者スポーツ、それからニュースポーツの体験会の企画運営、そういったものを委託するものであります。

補足資料14ページをご覧いただきたいと思っております。(5)のオンライン結合、それから(6)の目的外利用または提供につきまして、今回は該当はございません。(7)その他でありますけれども、今回は事業の実施に当たりましては、特定財源といたしまして、冒頭申し上げましたとおり、東京都市町会、多摩・島しょスポーツ習慣定着促進事業助成金、こちらを活用してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、事業主管課からの説明とさせていただきます。事務の委託につきまして、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○会長 ありがとうございます。説明が終わりました。何か、質問等がございましたらお願いします。1つよろしいですか。これは、一般に公募して、健常者でも申し込みができるという考え方でよろしいですか。

○高田課長 はい。

○委員 広報で募集するわけですか。

○高田課長 そうですね、市報、それからホームページ、いろいろな媒体を使って行っていきたく思います。併せまして、委託先を今、ロンドスポーツ クリーン工房共同事業体を考えておりまして、受託先においても幅広く周知をしてもらいたいと考えております。

○会長 再度確認なのですが、障害を、例えば把握している課の情報というのは、提供はしないという考え方でよろしいですか。

○高田課長 今回、事業実施に当たりましては、社会教育課が委託する委託先で全て個人情報を集めるということで、市で把握している個人情報等を提供するといった考えはございません。

○委員 個人情報の項目に年齢とありますけれども、小学校・中学校みたいに学年でわかるみたいなことはないのでしょうか。その場合、年齢ではなく、学年みたいな情報はいらぬのでしょうか。

○萩原主任 今、個人情報として収集する予定なのは年代で、10代未満・10代・20代という形で収集しようと考えております。

○委員 わかりました。

○会長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。ほかに質問はないようですので、この辺

で審議会の意見をまとめたいと思います。諮問4「障害者スポーツ及びニュースポーツ体験会事業の委託について」は、提案のとおり承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし

○会長 ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認いたします。どうもありがとうございました。

○高田課長 どうもありがとうございました。

## 5 閉会

○会長 以上をもちまして、諮問案件の審議は終了いたしました。他になにかございますでしょうか。特にないようでしたら、これをもちまして本日の個人情報保護審議会を閉会したいと思います。長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。事務局から連絡事項があればお願いいたします。

○嶋田課長 本日は長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。次回の個人情報保護審議会につきましては、5月12日（水）午前10時から、こちらの会議棟の2階になります第6・7・8会議室にて行うこととなっております。次回の審議もよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

○会長 それでは長時間ありがとうございました。

○委員一同 ありがとうございました。